



H17.4.15
おみゆきさん
(詳細は3ページ)

ふえふき

2005 **6** No.9

CONTENTS

桃の花まつり **2** シリーズ笛吹市探訪 **4** ふえふきトピックス **5**
市営住宅入居者募集 **6** 各課からのお知らせ **8** 教育委員会からのお知らせ **13**
図書館インフォメーション **16** ふえふきインフォメーション **18** 笛吹警察署から **20**



第1回笛吹市いちのみや桃の里マラソン大会

- ◎ハーフ一般男子 岡部 慎也 (笛吹市) 1時間11分21秒
- ◎ハーフ一般女子 竹内 亜希子 (東京都) 1時間29分31秒
- ◎ハーフ壮年男子 五十嵐 和幸 (東京都) 1時間15分30秒
- ◎ハーフ壮年女子 滑川 文子 (東京都) 1時間32分32秒
- ◎10km一般男子 滝口 茂 (大月市) 34分15秒
- ◎10km一般女子 秋元 若菜 (東京都) 39分53秒
- ◎10km壮年男子 白石 頼秀 (東京都) 34分12秒
- ◎10km壮年女子 佐藤 真弓 (千葉県) 42分44秒
- ◎小学生親子 (3.5km) 椎名 喜光・敦也 (千葉県) 12分42秒

4月10日、第1回笛吹市いちのみや桃の里マラソン大会が開催され、全国から参加した3240人のランナーが満開の桃の花の中を快走しました。各部門の優勝者は次のとおりです。(敬称略)

第1回 笛吹市 桃の花まつり開催

ている南アルプスのコントラストの美しさを求め、県内外から大勢の観光客が訪れました。花まつり期間中にも様々なイベントが開催され、桃源郷の春を満喫していました。みなさまのご協力により開催することのできた、桃の花まつりの様子をカメラで追ってみました。

4月1日から17日まで、第1回笛吹市桃の花まつりが開催されました。桃の花の開花状況は、3月下旬の冷え込みから一転して4月の暖かさで桃の花も一気に開花。花の見ごろには、市内に広がるピンクのじゅうたんとその背後にそびえ残雪を輝かせ



川中島合戦戦国絵巻

4月17日、笛吹市桃の花まつり最後のイベント「川中島合戦戦国絵巻」が、市役所前の笛吹川河川敷で行われました。武田信玄と上杉謙信が戦った川中島合戦を再現したイベントに、鎧などを身にまとった武者に扮した県内外から参加した約900名が、戦国時代さながらの迫力ある合戦を約5万人の観客の前で繰り広げました。上杉謙信が武田本陣に単騎で乗り込こんだ武田信玄に太刀を浴びせる場面も再現されました。

笛吹市みさか桃の花まつり全国ゲートボール大会



4月6・7日に笛吹市花鳥の里スポーツ広場において、第1回笛吹市みさか桃の花まつり全国ゲートボール大会が開催されました。県内外200チーム、12000人が参加し熱戦が繰り広げられました。

大会結果		優勝	ウイングター-A (東京都)
優準	優勝	ウイングター-C (東京都)	
3位	3位	ドリーム 寿 (福井県)	
3位	3位	ウイングター-D (東京都)	



浦安の舞

4月4日、南北八代熊野神社(八代町北)で地元中学生が巫女に扮しての「浦安の舞」が行われました。「浦安の舞」は皇紀2600年を記念して、昭和天皇御製の「天地の神にぞ祈る朝なぎの海のごとくに波たたぬ世を」という歌に、曲と振付をして神前奉納舞にしたものです。

芸妓みこし



よさこいよっちゃんばれ祭り

おみゆきさん(一宮地内)

表紙の写真

4月15日、おみゆきさんの名で親しまれている甲斐一宮浅間神社の大神幸祭が行われ、色鮮やかな長襦袢に身を包んだ担ぎ手の『ソコダイソコダイ』のかけ声と独特な足の運びで大きく神輿が揺られ、沿道の見物人を魅せました。2年前からは二之宮の美和神社(笛吹市御坂)、三之宮の玉諸神社(甲府市)も神輿巡幸が復活。今年も3つの神輿が地元の笛吹市と三社神社(甲斐市)を練り歩きました。



萩野市長に交通安全旗が引き渡された

4月6日、笛吹交通安全協会から「交通安全のために活用してください」と交通安全旗950本、交通安全グッズ（新入学児童に配布）730個が市に贈呈されました。

交通安全用品を頂きました



4月23日、モーツァルト・アンサンブル・オーケストラの演奏会が笛吹市スコレーセンターで開催され、モーツァルトの交響曲、ピアノ協奏曲、ピアノ四重奏などが演奏されました。素晴らしい演奏に、皆盛んに拍手を送っていました。

モーツァルトの名曲を楽しむ



すばらしい演奏が披露されました



長谷寺智の池全景



山梨岡神社石柱建立記念写真



四剣の舞(神楽殿)

笛吹市探訪 シリーズ 第3回

春日居町鎮目地区

今回は春日居町鎮目地区を紹介いたします。鎮目は古代甲斐国の軍団が置かれた場所であり、春日居古墳群や菩提山長谷寺、山梨岡神社等の文化財があります。春日居古墳群は鎮目地区の山麓を中心に41基の古墳が確認されています。その内、平林2号墳は直径約15mの土盛りの円墳で、6世紀後半に造られました。西関東連絡道路建設に伴い発掘調査が行われ、花形鏡板(馬具)、121点の丸玉、金環、直刀、2面の鏡、大甕等が出土しました。それらは山梨県の文化財に指定されています。発掘調査終了後、石室のみ西関東連絡道路鎮目出口の北側に移築復元しました。移築復元した石室は全長8・60m、最大幅1・98mあります。平林2号墳は豊富な武器類や装飾品が出土したことから春日居地域の中心的な豪族の墓だと思われます。平林2号墳石室より農業用道路を徒歩で40分程登ると菩提山長谷寺があります。長谷寺は真義真言宗で本尊は木造十一面観世音菩薩立像です。養老6

年(722)に僧行基により造られたという説もあります。天正10年(1582)武田家滅亡の時に侵入した織田・徳川軍の兵火により伽藍は焼失しました。本堂は江戸時代に再建されました。また本堂の北側には智恵を授かるために僧が修行をした「智の池」があります。長谷寺の参道を麓まで降り、平等川沿いに15分程歩くと山梨岡神社があります。この神社は古代に創建され、武田家や徳川家から信仰されました。文化財として国指定文化財の本殿(室町時代末期に建築)、県指定文化財の太々神楽(別名武田信玄公出陣の神楽)、市指定文化財のフジや「キの神像」(雷除けの神像)があります。また境内の『郡石』は古代山梨郡の中心に置かれた石です。今回紹介した鎮目地区と徳条・国府地区(春日居町)、松本・山崎地区(石和町)は昭和31年(1956)まで岡部村と呼ばれていました。村名は山梨岡神社の『岡』と松本地区にある物部神社の『部』に由来したと言われています。次回は石和地区を紹介します。笛吹市教育委員会 社会教育課

笛吹市介護認定審査会が設置されました

介護保険の要介護認定を行う介護認定審査会は、従来、東八代広域行政事務組合において共同処理していましたが、この4月から笛吹市介護認定審査会を設置し、笛吹市・中道町・芦川村及び豊富村の審査・判定業務を行います。医療・保健・福祉の各分野から合計49名の委員を任命し、7合議体を編成して、年間140回開催される審査会において、約3500件の審査・判定を行います。

問合せ先 笛吹市介護認定審査会事務局 (保健福祉部介護保険課)

住所 笛吹市石和町市部800 石和保健福祉センター内
電話 055-261-1903



4月5日、介護認定審査員任命式

笛吹市家族経営協定調印式



家族経営協定書に合同調印

4月27日、市役所で笛吹市家族経営協定調印式が開催されました。家族経営協定は農業経営を営んでいる家族が農業経営のやり方や収入配分、休日の取り方などを話し合っって決める農業経営体のルールです。家族個々の役割、責任、評価などを明確にし、後継者の確保や女性の地位向上を目指したものです。今回協定を締結した家族は飯島弘一・ゆみ豊・玉治さん(御坂町成田)、和泉喜美夫・守行・錦子さん(宮町一ノ宮)、梶原徳夫・千咲さん(八代町北)、遠山善明・理江子さん(八代町竹居)の4家族です。

4 提出書類

- (1) 笛吹市営住宅入居申込書
- (2) 現住所の付近見取図及び現住宅の間取図
- (3) 所得を証明する書類
2人以上の方に収入のある場合には、それぞれの方について証明を提出していただきます。

【給与所得者の場合】

- A 前年1月1日から現在の勤務先に勤めている場合
 - a 1月～5月の申し込みは
前年の源泉徴収票を添付した給与証明書(指定用紙に勤務先が証明したもの)
または前々年中の所得(課税)証明書(市が発行したもの)
 - b 6月～12月の申し込みは
前年中の所得(課税)証明書(市が発行したもの)
 - B 前年1月1日以降就職または転職した場合
勤務先が転職した月から12カ月分の見込みの年収を証明した給与証明書
(添付書類として、申し込みまでの月々の給与明細書)
- 注)見込みは、月収×12カ月で計算して下さい。ボーナスは算入されません。

【個人事業者の場合】

- A 市町村長が証明した前年中の所得(課税)証明書
- B 前年1月2日以降事業を開始した方は1カ月以上の実績が必要です。
 - ・事業収支明細書(指定用紙)
 - ・税務署等に提出した開業届の控え

【年金収入の場合】

年金の金額のわかるハガキと前年中の所得(非課税)証明書(市町村が発行したもの)

5 入居上の注意点

- ・団地に入居すると、各団地の自治会に入会して頂きます。
また、家賃以外に自治会費・共益費等(団地ごとに異なります。)がかかります。

6 入居者の決定

- (1) 提出された書類の内容を審査します。
- (2) 募集戸数以上の申し込みがあった場合は公開抽選により入居決定します。
- (3) 決定した方に入居決定の通知をします。
入居決定予定7月下旬

7 申込受付場所

笛吹市各支所地域振興課

石和支所 055-262-4111	八代支所 055-265-2111
御坂支所 055-262-2271	境川支所 055-266-2111
一宮支所 0553-47-1111	春日居支所 0553-26-3111

笛吹市土木課 055-265-4761(直通)



【配偶者などの同居親族に無職の方がいる場合】

- (次のいずれかの書類が必要)
 - ・16歳以上の学生は、在学証明書提出
 - ・退職証明書、または退職予定証明書
 - ・扶養証明書、または非課税証明書(市町村が発行したもの)
 - ・離職票、雇用保険受給者資格票(ハローワークが発行したもの)
 - ・健康保険、厚生年金保険資格喪失連絡票(社会保険事務所が発行したもの)
- (4) 市町村民税に関する証明(前年度の完納しているもの)
2人以上の方に収入がある場合は、それぞれの方に提出していただきます。
- (5) 婚約中での申し込みの場合は、婚約承諾書
入居契約までに入籍し新戸籍謄本を提出していただきます。
- (6) 住民票の謄本(戸籍ではありません)
 - ・婚約中の方は、双方の住民票を提出してください。
 - ・外国籍の方は、外国人登録済み証明書が必要となります。
- (7) 連帯保証人の所得証明、住民票
- (8) その他
申し込み内容により、上記以外の書類を提出していただく事もあります。

市営住宅(公営住宅)入居者募集案内

次のとおり市営住宅の入居者募集を行います。

1 募集団地

政策的に空家としている団地を除く団地(下記参照)の各団地ごとの申し込みを受付けます。

(1) 市営住宅(公営住宅)

団地名	住所	建設年度	構造	床面積	規格	戸数	家賃	備考
石和上平井第一団地	石和町上平井795-1	H10	中層耐火	69.7㎡	3DK	1	27,000～44,800円	405号
石和下平井団地	石和町下平井363	S45	簡易耐火平屋建	34.6㎡	3K	1	5,400～8,900円	6-2号
石和中川東部団地	石和町中川1469	S53	簡易耐火2階建	61.5㎡	3K	1	16,200～26,800円	1-3号
石和中川東部団地	石和町中川1469	H5	中層耐火	66.0㎡	3DK	1	22,400～37,200円	7-102号
みさか桃源郷公園団地	御坂町下黒駒411	H14	中層耐火	69.2㎡	3DK	1	22,800～37,800円	2-102号
いちのみや桃の里団地	一宮町中尾7-2	S62	中層耐火	71.7㎡	3DK	2	19,800～32,800円	203号・404号
八代三反田団地	八代町米倉1669	S63	中層耐火	71.7㎡	3DK	1	22,100～36,700円	304号
八代久保田住宅	八代町岡1661	S53	簡易平屋	55.0㎡	3K	1	10,900～18,000円	7-3号
八代村上団地	八代町岡217	H5	中層耐火	80.0㎡	3DK	1	26,800～44,300円	2-204号

入居収入基準

収入基準 (月収)	世帯の人数による年収				
	単身入居	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
200,000円以下	3,676,000円未満	4,152,000円未満	4,628,000円未満	5,101,000円未満	5,576,000円未満

(注)この表は、収入を得ている者が1人の場合です。
(月収)は、所得金額より公営住宅法上の控除を引いて12で割ったものです。
高齢者・障害者世帯は、収入基準が緩和されていますので、お問い合わせください。

(2) 公営住宅(特定公共賃貸住宅)

団地名	住所	建設年度	構造	床面積	規格	戸数	家賃	備考
八代高家団地	八代町高家80-1	H9	中層耐火	79.5㎡	3LDK	1	69,000円	204号

入居収入基準

収入基準 (月収)
200,000円以上

(月収)は、所得金額より公営住宅法上の控除を引いて12で割ったものです。

2 募集期間

平成17年6月23日(木)～平成17年6月30日(木)

3 申込資格

次の要件のすべてを備えている方に限ります。

- (1) 市内に住所または勤務先があること。
- (2) 住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現在、公営住宅(県営、市町村営等)に入居していないこと。
- (4) 世帯を構成していること、ただし、申し込み時に世帯を構成していなくても婚約中で「婚約承諾書」が提出でき、かつ契約時には新戸籍謄本、または婚姻届受理証明書を提出できる方は申し込むことができます。

- (5) 市内に居住し、かつ、年間所得金額180万円以上(年収300万円以上)の収入があり、家賃その他の市営住宅に係る債務を保証する能力を有する連帯保証人をたてられること。(現在、公営住宅に入居している方、または入居予定者は連帯保証人にはなれません。)
- (6) 日本国籍を有すること、または永住許可等を受けている外国人であること。
- (7) 公営住宅法で定める基準内の収入であること。

産業経済部 農政課

平成17年度 農作業雇用標準賃金表

農作業労働の標準賃金について、4月26日笛吹市農業労働力対策協議会において、市の実情等を考慮の上、次のとおり決定しましたので、雇主並びに農業従事者共にご参考くださいますようお願いいたします。 平成17年4月26日決定

農作業の種類		区分	単価(円)	備考
果 樹	剪 定	一 日	10,000	労働時間:一日8時間 午前8時～午後6時 賄いなし 休憩:午前午後 各30分
	誘引 つる状	時 給	1,250	
	摘粒 摘果	時 給	900	
	袋掛			
	ジベ処理			
	収穫			
	その他			
一 般	一般農作業	時 給 一般	900	
		大・高校生	850	
その他作業	病害虫防除	10a 1回	7,000	薬剤:依頼者負担
	畑耕うん 中耕	10a 1回	13,000	機械燃料:請負者負担
	除 草	一般農地 10a	6,000	棚、資材、樹木処理別途協議
		荒廃農地 10a	20,000	
共選出荷作業	6月～9月	特殊性があるため各共選場で決めてください		
直 売 所 関 係	時 給	一般男女	800	賄いなし
		大学生	750	
		高校生	700	
水 田	耕起代かき	10a	13,000	賄いなし
	代かき	10a	7,000	薬剤:依頼者負担
	機械田植え	10a	9,000	機械燃料:請負者負担
	稲刈り	10a	9,000	
	脱穀	10a	9,000	

笛吹市農業労働力対策協議会

鳥獣害対策にご理解・ご協力をお願いします

- 野生鳥類に、むやみに餌を与えないください
野生のハトなどに餌付けをすることによって、住宅地に住み着いてしまい、ハトなどの糞が車や洗濯物などに付着して困っている方がいますので、野生のハトなどに、むやみに餌を与えないください。
- 有害鳥獣から農作物を守るために、自衛策を行いましょ
近年、山間部ではイノシシなどによる農作物の被害が多発していますが、野生動物による農作物被害を防ぐには、農地付近を動物が利用しにくい環境にする必要があります。
果物・野菜などの未収穫物や、家庭から出る生ゴミの適切な処理を行いましょ。
電気柵、防護柵で農地を囲うなど、防止対策を行いましょ。
遊休農地を放置すると、野生動物の住処になるだけでなく、住宅地周辺では害虫発生の要因にもなりますので、適切な管理を行いましょ。

◎問合せ先 産業経済部 農政課 055-262-4111

建設部 土木課

わが家の『耐震診断』を受けてみませんか

市では、住宅の地震に対する危険性への意識の啓発と家の耐震性を知り住宅の耐震化を促進するため、木造個人住宅の耐震診断事業を実施します。

人が健康診断をするように家の耐震診断もしましょう。診断費用は、市が全額負担します。

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震が発生した場合に著しい地震災害が予想される地域として、『地震防災対策強化地域』に指定されています。

木造個人住宅耐震診断の実施について

- 耐震診断対象住宅 次の条件をすべて満たす住宅)
 - 昭和56年5月31日以前に着工された住宅(昭和56年6月1日以降に増築を行った場合も可能です。)
 - 木造在来工法で建てられた2階建て以下の住宅(プレハブ工法、ツーバイフォー工法等は対象外です。)
 - 長屋及び共同住宅以外のもの
 - 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅として使用されている住宅
 - 市内に住所を有する方が所有し、かつ居住している住宅
(複数の住宅を所有している方は、主に居住している1棟を対象にします。)
- 耐震診断費用
耐震診断にかかる費用は、市が全額負担します。(この費用の一部は、国・県の補助金を活用して行われます。)
- 調査・診断の概要
 - 今回の耐震診断は、「山梨県木造住宅耐震診断マニュアル(簡易耐震診断)」により行います。
 - 市が委託した「耐震診断技術者」が診断住宅に伺い、住宅調査を行います。
(調査住宅の内外に立ち入ることに承諾していただくことが条件となります。)
 - 調査は、目視調査が原則です。しかし、所有者の承諾を頂き、必要最低限の範囲で調査の障害となるものの撤去等をさせていただく場合があります。
 - 建築設計図書、建築確認図書又は住宅金融公庫審査書類等がある場合は、提示をしていただきます。
(オ耐震診断技術者が、建築時期や修繕及び地盤等の様子などをお聞きします。)
- 耐震診断結果
(社)山梨県建築士事務所協会が組織する耐震判定会で審査されたあと、市から耐震診断申込者に報告します。
- 募集戸数 30戸
- 申し込み期間 平成17年6月13日(月)～平成17年6月30日(木)まで
- 申し込み方法
申込書は、笛吹市役所八代分庁舎建設部土木課及び各支所地域振興課に備えてあります。
必要事項を記入し、申込期間内に笛吹市役所八代分庁舎建設部土木課及び各支所地域振興課へ提出してください。
(募集戸数に限りがありますので、耐震診断申し込み者が多数の場合は抽選とさせていただきます。)

◎問合せ先 建設部 土木課 総務担当 055-265-2(代)内線113・114)

総務部 税務課

市県民税が改正されました

平成17年度分から、次のとおり市県民税が改正されました。
配偶者特別控除の一部廃止
合計所得が38万円以下の妻(または夫)の、配偶者特別控除が廃止されました。
生計同一の妻の均等割非課税措置を段階的に廃止
均等割の納税義務を有する夫と生計を同じくする妻の均等割の非課税措置が廃止され、平成17年度分は2分の1の額が課税され、平成18年度分から全額が課税されます。
なお、所得が28万円以下の妻は非課税です。

・均等割税率

平成17年度	市民税	1,500円	県民税	500円	計	2,000円
平成18年度以降	市民税	3,000円	県民税	1,000円	計	4,000円

◎問合せ先 総務部 税務課 市民税担当 055-262-4(内線134・135)

資産税からのお知らせ

固定資産税(共有資産)の納付書について町村合併に伴い、固定資産税システムの見直しを行っています。
平成17年度から、一人所有者に対して、一通納付書を送付することになりました。
ついては、共有資産を所有する方は共有財産分が別納付書になり、納付書が複数届きますがご理解をお願いいたします。

◎問合せ先 総務部 税務課 資産税担当 (内線1-22621-30)11

保健福祉部 健康づくり課

歯周疾患検診のお知らせ

対象者 笛吹市に住所を有する40、50、60、70歳の方(平成17年度内に上記年齢に達している方を『対象者』としています)
実施期間 平成17年4月1日～12月31日まで
実施場所 山梨県歯科医師加盟医院

歯周疾患検診については、平成17年2月上旬に全戸配布しました『平成17年度各種検診希望調査書』で申し込みのあった方には、4月に受診券等詳しいお知らせを配布しました。内容をよく読み加盟医院にて検診を受けてください。

乳幼児予防接種通知について

乳幼児予防接種通知対象者

*対象者には、5月末に予診票、契約医療機関等の詳しいお知らせをします。接種時期等の内容をよく確認し契約医療機関にて予防接種を受けてください。

*他市町村より転入してきた方、予診票のない方、有効期限切れの方は在住する地域の下記連絡先までお問い合わせください。



予防接種名	対象児
B C G 三種混合Ⅰ期初回・追加	平成17年3月生まれ
麻 し ん 風 し ん	平成16年6月生まれ
日本脳炎Ⅰ期初回・追加	平成14年6月生まれ
日 本 脳 炎 Ⅱ 期	平成 8年6月生まれ
日 本 脳 炎 Ⅲ 期	平成 3年6月生まれ
二 種 混 合	平成 6年6月生まれ

- ◎問合せ先 ●保健福祉部健康づくり課 055-261-1901 ●八代支所健康福祉課 055-265-2111
 ●御坂支所健康福祉課 055-262-2271 ●境川支所健康福祉課 055-266-2111
 ●一宮支所健康福祉課 0553-47-1111 ●春日居支所健康福祉課 0553-26-3111

市民環境部 国民健康保険課

国民年金制度からのお知らせ 特別障害給付金制度が始まります

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

1.支給の対象となる方

- (1)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度等に加入または受給等していた方の配偶者
 (2)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 (1)または(2)であって、当時任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。
 なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

2.ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から笛吹市役所本庁・支所で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなりますので給付金を請求する方は、**早めに請求手続きを行ってください。**
 (6月にご請求いただいた場合は7月分からの支給となるためです。)
 このため、**必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行います。**まずはなるべく早く受付を行ってください。(不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。)

3.支給額(平成17年度)

- 障害基礎年金 1級相当に該当する方：月額 5万円(2級の1.25倍)
 障害基礎年金 2級相当に該当する方：月額 4万円
 ○ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
 ○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)
 ○経過福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過福祉手当の支給は停止となります。

- ◎問合せ先 ●市民環境部 国民健康保険課 055-262-4111(内線124)
 ●甲府社会保険事務所 055-252-1431(代表)

保健福祉部 健康づくり課

笛吹市民の健康づくりを一緒に考えてくださる方を募集しています

すべての市民が健康で明るく元気に暮らすことを目指し、平成18年度からの笛吹市健康づくり計画(仮称)を策定します。健康はすべての活動の基本です。笛吹市で自分の夢を実現するためには「こんな町であつたらいいな」という市民の皆さんの考えを健康づくりの視点から計画に生かします。基本的な策定方針としてはヘルスプロモーションの理念を重視します。



各グループでの作業

人生をいきいきと過ごすためには各期(乳児期・少年期・青年期・壮年期・高齢期)を「どのように過ごすか」が大切です。そこで、話し合いのグループを次の3つに分けました。

- グループ1 「乳幼児期・少年期」
- グループ2 「青年期・壮年期」
- グループ3 「高齢期」

上のどのグループを希望するかは自由です。(グループを選ぶとき年齢制限はありません。) 7月ぐらいから月1回程度・午後の時間に3回～5回を予定しております。

◎応募・参加方法 参加希望者は電話又はFax、郵便などで下記までご連絡ください。

◎連絡先 笛吹市役所 保健福祉部 健康づくり課 健康企画担当(石和保健福祉センター内)
 〒406-0031 笛吹市石和町市部800番地
 電話 055-261-1901 Fax 055-262-1272 締切日は平成17年6月20日です。

- 1・希望グループ名
 2・氏名
 3・年齢
 4・性別
 5・住所
 6・電話番号

保健福祉部 健康づくり課

◆6月4日から10日◆ 歯の衛生週間 『じょうぶな歯 いつもごはんがおいしいね』

歯周病の危険信号 こんな症状が気になったらすぐに受診をしましょう!

- 歯肉から出血する ●口臭がある ●歯肉が暗紫色になり、はれている
- 疲れたときなど、歯肉がはれて痛む ●歯と歯の間にものがはさまりやすい
- 歯の表面がザラザラしている ●口の中がネバネバする ●虫歯もないのに歯がしみる



歯と健康の祭典

- 日時** 6月4日(土) 13:30～16:00
実施場所 石和サティ 特設会場
- 内容** 検診無料
 ◎虫歯はありませんか………歯科相談と歯科検診
 ◎正しいブラッシングしていますか…ブラッシング指導とフッ素塗布
 ◎子供によくかむ習慣を………栄養相談・資料配布
 ◎義歯は何でできているでしょう……義歯・矯正器具の展示と相談
 ◎見てみよう、聞いてみよう………ビデオ映写・パンフレット配布
 ◎作ってみよう………石こう模型に塗り絵をしよう



- ～素敵なプレゼント～
 ★歯を守る歯ブラシとコップ(受診者) ★風船 ★あとは当日のおたのしみ

主催:山梨県歯科医師会東八代支部
 後援:山梨県東健康福祉部(石和保健所)・笛吹市・山梨県歯科衛生士会東八支部・山梨県技工士会日下部支部
 山梨県栄養士会石和支部・石和サティ
 協賛:宮内歯科器材店・株式会社ササキ・KOデンタル・ヤクルト株式会社



昨年の展示風景

『わが町の八月十五日展』

春日居郷土館では8月中旬より開催を予定している特別展『わが町の八月十五日展』に伴い太平洋戦争による戦没者の遺影・遺品を捜しています。
この特別展は旧春日居町の『わが町の八月十五日展』を全市的に発展させたものです。今年度は旧春日居町の戦没者の遺影・遺品と、その他の5町で約1000人の遺影・遺品等を展示する予定です。展示を希望するご遺族の連絡をお待ちします。

締め切りは6月30日です。
◎問合せ先 春日居郷土館
☎055-326-5100

締め切りせまる

プロと共演する小・中学生を募集！

歌と踊りの楽しいミュージカル「ピノキオ」に出演し、心に残る思い出づくりをしませんか？「劇団フジ」の監督さんや団員が、歌や踊り、せりふの指導をしてくれまので、是非チャレンジしてください。
応募人員は40人で、応募対象者は、9月10日の本番と6月18日の選考会、本番までの10回の練習に参加できる小中学生で、募集方法は、往復ハガキに顔写真(2×3センチ程度)をはり、住所、氏名(本人と保護者)電話番号、学校名、学年、特技を記入して、6月11日(土)までにスコレーセンターに郵送する。(〒406-0035 笛吹市石和町広瀬626-1)
◎問い合わせは、同センター
☎055-263-7959

「武道教室」開催のお知らせ

◎開催期間 6月15日(水)～23日(8日間、月曜日を除く)
◎時間 午後7時30分～9時
◎会場 笛吹市清流館弓道場
◎申込方法 笛吹市教育委員会石和事務所 笛吹市スコレーセンター
☎055-263-7959
◎参加料 無料
※市内の方なら誰でも申込みができますのでふるって参加ください。

ゆう・ゆう・ゆう石和子育てランド

◎日時 平成17年6月21日(火)午前10～12時
◎場所 笛吹市スコレーセンター
①(親子で遊ぼう!!) 絵本の読みかせ、わらべうた、おしゃべりタイムetc. 自由参加できます。(就園前の親子対象)
・会場 スコレーセンター1F集会室
・参加料 無料
・申込み 不要
②(マタニティサロン) お友達を作って楽しい妊婦期を過ごそう!
・助産師 榎原まゆみさんの「お腹の中の赤ちゃんの話」
・日本MB協会認定インストラクター 山口恵理子さんによる「マタニティピクスと呼吸法」
・会場 スコレーセンター2F資料展示室
・参加料 無料
・申込み NPO法人Happy Space ゆうゆうゆう星合 ☎055-263-5298

一宮町体操スポーツ少年団員募集

みんなで楽しくおどってみませんか!
◎対象 市内在住小学生から中学生・高校生(2年生)まで
◎活動日 小学生 毎週日曜日(午前中) 中学生 週2回(午後7時～9時)
◎活動場所 いちのみや桃の里スポーツ公園 アリーナ
◎問合せ先
☎0553-47-11049 村松
☎0553-47-11909 窪田

保健福祉部 児童課

平成17年度 笛吹市保育料が決定しました

笛吹市の保育料は、平成16年度中については旧6町村の保育料を適用してきましたが、平成17年度からは国の保育料徴収基準や旧6町村の保育料を勘案して統一を図ることになりました。

保育料の決定については、大幅な保育料引き上げとなる町村があることや少子化社会への対応が求められる中、市としても子育て支援を行う必要があることから、一部の階層では引き上げとなる場合もありますが、県内他市の保育料と比較して金額を設定しました。

その結果、市としての保護者に対する保育料軽減額は、平成16年度実数に新保育料を適用してみると、平成15年度合併6町村の保育料軽減額に約4千万円を加えた約2億円との試算結果となります。

なお、引き上げ額が大きい階層については、急激な引き上げを避けるため最大3年間で調整を行うことにしています。

保育料基準額表

階層区分	各初日の入所児童の属する階層区分	徴収金基準額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円 (0円)	0円 (0円)	0円 (0円)
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	6,000円 (9,000円)	4,000円 (6,000円)
第3階層		市町村民税課税世帯	13,000円 (19,500円)	10,000円 (16,500円)
第4階層	第1階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	23,000円 (30,000円)	20,000円 (26,290円)
第5階層		64,000円以上160,000円未満	34,000円 (44,500円)	27,000円 (32,410円)
第6階層		160,000円以上408,000円未満	40,000円 (61,000円)	27,000円 (32,410円)
第7階層		408,000円以上	43,500円 (78,530円)	27,000円 (32,410円)

※()内は国の基準額で、保育料の差額分を笛吹市で負担しています。
※国基準額は施設の定員等により異なる部分がありますが、笛吹市内の保育所(園)で最低基準額の施設の金額を掲載してあります。

保育料調整内容

年齢区分	住所地区分	階層	所得税額	保育料(軽減額)	
				平成17年度	平成18年度
3歳未満児	石和地区	4階層	3,000円未満	21,000円(2,000円)	軽減なし
		5階層	—	32,000円(2,000円)	軽減なし
	一宮地区	6階層	—	35,000円(5,000円)	37,000円(3,000円)
		7階層	—	42,000円(1,500円)	軽減なし
春日居地区	5階層	—	33,000円(1,000円)	軽減なし	
3歳児	石和地区	4階層	3,000円未満	18,000円(2,000円)	軽減なし
4歳児	石和地区	4階層	3,000円未満	18,000円(2,000円)	軽減なし

※住所地区分については、各月初日での住所地で判定します。(保護者から申し出のあった日の翌月からの適用を原則とします)

◎問合せ先 ●保健福祉部 児童課(石和保健福祉センター内) 055-261-1904

笛吹市連合区長会が発足

4月1日、笛吹市連合区長会が発足しました。

連合区長会は、各地域の区長会の会長、副会長12名の理事で構成されていて、会長に鈴木貞夫氏（石和町区長会長）副会長に宇野五十雄氏（御坂町区長会副会長）が就任しました。（任期は1年）

連合区長会は今後、地域社会の発展や住民福祉の向上などについて協議していきます。（敬称略）



会長 鈴木貞夫



副会長 宇野五十雄

連合区長会名簿

職名	氏名	地域区長会
会長	鈴木貞夫	石和町区長会 会長
副会長	宇野五十雄	御坂町区長会 副会長
理事	齊藤登	石和町区長会 副会長
理事	中山勝男	御坂町区長会 会長
理事	上野隆弘	一宮町区長会 会長
理事	鮫谷陸雄	一宮町区長会 副会長
理事	飯田三郎	八代町区長会 会長
理事	風間勲	八代町区長会 副会長
理事	角田義一	境川町区長会 会長
理事	大須賀太郎	境川町区長会 副会長
理事	金子満郎	春日居町区長会 会
理事	茂手木和俊	春日居町区長会 副会

笛吹市食生活改善推進委員会が設立されました

4月12日、笛吹市スコラーセンターで笛吹市食生活改善推進委員会設立総会が開催され、役員などが決まりました。

食生活改善推進委員は、健康づくりに関する地区組織活動や食生活に関する調査・研究を行うとともに、栄養及び食生活に関する研修会を開催する予定です。

笛吹市食生活改善推進委員会〔敬称略〕

役員名	氏名	地区
会長	三枝宣子	石和町松本
副会長	志村美幸	八代町北
副会長(会計)	松田みつ子	御坂町下野原
理事(石和)	小宮山洋子	石和町上平井
理事(石和)	望月規子	石和町河内
理事(石和)	上野正子	石和町四日市場
理事(石和)	湯本悦子	石和町山崎
理事(御坂)	窪田幸子	御坂町下野原
理事(御坂)	田中茂美	御坂町尾山
理事(八代)	小山茂利江	八代町増利
理事(一宮)	中澤洋子	一宮町本都塚
理事(一宮)	小池光江	一宮町東原
理事(境川)	三枝みどり	境川町石橋
理事(境川)	深田春美	境川町藤袋
理事(春日居)	岩崎孝子	春日居町国府
理事(春日居)	田中桂子	春日居町寺本
監事	前島一子	一宮町一ノ宮
監事	宮澤良子	境川町寺尾

社会教育委員・公民館運営審議会委員が決まりました

社会教育委員・公民館運営審議会委員〔敬称略〕

役職	氏名	地区	備考
会長	内藤昭二	一宮町新巻	学識経験者
副会長	河野勝也	石和町窪中島	学識経験者
委員	井上一巳	一宮町末木	教育厚生常任委員会委員長
委員	新田治江	境川町寺尾	教育厚生常任委員会副委員長
委員	小林勝次	一宮町末木	文化協会連合会会長
委員	小林信造	石和町市部	体育協会会長
委員	坂本誠二郎	石和町唐柏	石和西小学校校長
委員	志村憲彦	一宮町末木	一宮中学校校長
委員	橘田力	石和町窪中島	学識経験者
委員	中村智勇	石和町唐柏	学識経験者
委員	宇野五千雄	御坂町下黒駒	学識経験者
委員	松田みつ子	御坂町下野原	学識経験者
委員	保崎邦雄	御坂町尾山	学識経験者
委員	鮫谷公子	一宮町田中	学識経験者
委員	小越寿々務	八代町南	学識経験者
委員	前島捷夫	八代町北	学識経験者
委員	向山茂樹	境川町藤袋	学識経験者
委員	山本協子	境川町寺尾	学識経験者
委員	田中望	春日居町桑戸	学識経験者
委員	橘川たか子	春日居町熊野堂	学識経験者

行政改革推進委員会は、市長の諮問に応じて市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、審議する機関です。

笛吹市行政改革推進委員(公募による委員)応募要領	
応募期間	6月1日(水)から6月10日(金)必着
募集人数	5人(原則)
応募資格	20歳以上で市内に在住の方
任期	平成17年7月1日～平成18年3月31日
応募方法	所定の応募用紙に必要事項を記入し、「行政改革に関すること」をテーマに、日頃、皆さまが考えていることや意見などの小論文(400字程度。用紙は自由です。気軽にお書きください。)を添えて、直接または郵送、ファクシミリ、電子メールで応募してください。 電話での応募はご遠慮ください。 (提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。)
応募先	〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所 秘書政策室(本庁2階) F a x 055-262-4115 Eメール gyoukaku@city.fuefuki.lg.jp
応募用紙	2階秘書政策室に置いてあります。 応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。 http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/
選考方法	選考委員会(市長、助役、総務部長、秘書政策室長)で選考して、6月24日(金)までに結果を本人に連絡します。

行政改革推進委員募集！
笛吹市では、厳しい財政状況の下、スリムで魅力的な市政を実現するため、行政改革に取り組んでいます。さらに改革を推進するため、市民がメンバーとなる行政改革推進委員会を設置します。委員の応募をお待ちしています。

保健福祉部 児童課

児童手当の現況届について

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月に現況届を提出していただくことになっています。6月上旬に、「現況届」を送付しますので、必要事項を記入し必ず提出してください。「現況届」は、引き続き児童手当が受けられるかを定める大切な手続きです。提出がないと6月以降の児童手当が受けられませんのでご注意ください。なお、「現況届」以外に必要な書類については、同封の文書を参照してください。以前に所得制限で却下された方も、年度の更新で所得や扶養の状況が変わること等により、受給できることもありますので新規に申請をしてください。

ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

6月にひとり親家庭医療費受給者証の更新をします。現在受給されている方には通知を発送しますので、更新手続きをしてください。また、以前却下されている方も、平成16年中の所得状況により受けられることもありますので、新規に申請をしてください。

問合せ先 保健福祉部 児童課 児童家庭担当和保健福祉センター内) 055-261-1904

作家
増田 昭一氏
講演会

今年で戦後60年。
戦争を知らない私たちは、もう一度
戦争を体験した方の話に耳を傾けよう
ではありませんか。



日時 平成17年6月24日(金)
午前10時30分～11時30分

場所 笛吹市石和図書館2階視聴覚ホール

入場料 無料(託児あります)

問合せ先 笛吹市石和図書館

☎055-262-5959

※講演終了後、図書販売・サイン会も行います。
先生と直接お話ができるチャンスです。



プロフィール

昭和3年神奈川県小田原市出身。
昭和20年、大学入試のため家族のいる満州(当時)に渡る。(父は満州野戦兵部隊長)現地で戦闘に巻き込まれ、昭和20年9月、母とともに難民収容所に入る。(新京敷島地区難民収容所)
昭和20年11月、発疹チフス発病、母死亡。自身も回復が遅れ、収容所の孤児仲間とともに難民生活。
昭和21年、姉死亡。
同年日本に帰国。
父はシベリア抑留3年ののち帰国、4年後に死亡。
昭和22年、教員となる。
昭和60年、退職。

LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION LIBRARY INFORMATION
図書館インフォメーション

図書館情報

笛吹市石和図書館

おはなし会タンタン

6月9日(木)・24日(金) 午前11時～11時30分
第4週目のタンタンは今回のみ金曜日です。
24日は作家増田昭一氏をお招きしトークショーを予定しています。
お間違のないようお願いします。

家族で始めようブックスタート

6月2日(木)・16日(木)・30日(木)
午前10時30分～11時30分

耳をすませばえほん隊

6月4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)
午前11時～11時30分・午後2時～2時30分の2回開催

朗読サークル「ライム」による朗読発表会

6月12日(日) 午後2時から

笛吹市御坂図書館

おはなし会みさか

6月14日(火)・28日(火) 午前11時～11時30分

笛吹市一宮図書館

おはなしのゆりかご

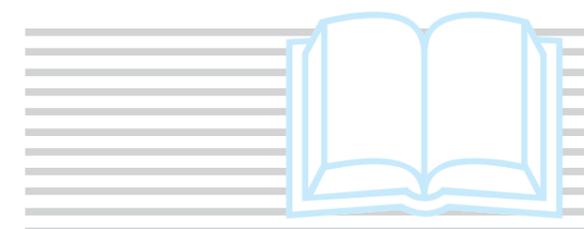
6月1日(水)
あんよ: 午前10時15分～10時45分(1歳6カ月児～3歳児)
だっこ: 午前11時～11時30分(0歳児～1歳5カ月児)

チャレンジ教室

6月5日(日) 午後2時から
定員12名(申し込みは一宮図書館まで)

おはなしのぶらんこ

6月19日(日) 午後1時30分から



笛吹市八代図書館

バムケロおはなし会

6月11日(土) 午後1時30分から

笛吹市境川図書室

おはなし会

6月18日(土) 午後2時から

笛吹市春日居ふるさと図書館

おはなしのへやもも

6月14日(火)・28日(火)
午前10時30分から(乳幼児向け)
6月18日(土)
午後1時30分から(小学生向け)

おりがみを楽しもう!

6月11日(土) 午前10時30分から

■ 笛吹市石和図書館 055-262-5959	■ 笛吹市八代図書館 055-265-4011
■ 笛吹市御坂図書館 055-263-0363	■ 笛吹市境川図書室 055-266-2014
■ 笛吹市一宮図書館 0553-47-5220	■ 笛吹市春日居ふるさと図書館 0553-26-2283

6月の図書館休館日

- * 笛吹市石和図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
- * 笛吹市御坂図書館: 1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)・30日(木)
- * 笛吹市一宮図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・30日(木)
- * 笛吹市八代図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・30日(木)
- * 笛吹市境川図書室: 5日(日)・12日(日)・19日(日)・26日(日)
- * 笛吹市春日居ふるさと図書館: 6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・30日(木)

FUEFUKI INFORMATION ふえふき インフォメーション

平成17年度私立幼稚園 就園奨励費補助事業について

市では、幼児教育の一層の普及を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助事業を国の補助を受けて実施いたします。

補助対象

笛吹市内に住所を有し、私立幼稚園に在園する満3歳、3歳、4歳、5歳の園児の保護者（市民税の所得割額が300000円以下の世帯の場合に限ります）
私立幼稚園の所在地は市内・市外は問いません。

満3歳児：当該年度の4月1日以降に3歳になった幼児

止や現状回復等の命令や法に基づく罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

適正な農地管理をお願いします。
農地の遊休化は、雑草の繁茂、病虫害の発生など周囲の環境へ悪影響をおよぼします。定期的な除草や病虫害防止の消毒の実施など、適正な農地管理を行ってください。

農地転用の許可手続きについては左記にてお問い合わせください。

問合せ先

笛吹市農業委員会
☎0555 262 4111

法務局なんでも 無料相談所のお知らせ

法務局では、登記、戸籍、供託、訟務、人権擁護及び成年後見登記に関する事務等、住民の皆様方の生活に深く関係する事務を取り扱っています。

これらに関する事で、疑問に思っていること、不明な点、お知りになりたいこと等がありましたらぜひご利用ください。

3歳、4歳、5歳：当該年度の4月1日現在の年齢の幼児

申請方法

「保育料等減免措置に関する調書」を私立幼稚園を通じ提出してください。（その他、添付書類も提出していただきます）

くわしくは、6月中旬に幼稚園を通じてお知らせいたします。

問合せ先

総務学校教育課総務施設担当
☎0555 265 4851

社会保険相談所を 開設します

甲府社会保険事務所では、毎月社会保険相談所を開設し、健康保険に関する簡単な事務処理や相談業務、また厚生年金保険並びに国民年金に関する各種相談や受付を行い、事業主や被保険者の方々に便宜を図っております。

相談内容は固く守られますので、どうぞご利用ください。

秘密は固く守られ、事前の予約等特別な手続きは不要です。

日時

平成17年6月19日（日）
午前9時～午後3時30分

場所

甲府市北口1 2 19
甲府地方法務局4階会議室

相談内容

土地や建物、会社等の登記の続き、土地の境界に関する事
相続問題、遺言に関する事
お年寄りの財産等を守る成年後見制度に関する事
婚姻、離婚、親権、扶養等に関する事
帰化等国籍に関する事
地代、家賃の支払い等借地・借家に関する事
児童・生徒の「いじめ」「体罰」に関する事
あらゆる噂や中傷等名誉・信用に関する事

問合せ先

甲府地方法務局
☎0555 252 7153

日時

平成17年6月14日（火）
午前9時30分～12時
午後1時～4時

場所

笛吹市商工会本所
（旧石和町商工会）

問合せ先

甲府社会保険事務所
☎0555 252 1431

情報の伝達者に なりませんか

社会福祉協議会では、次のとおり手話入門講座、朗読奉仕員要請講座を開設します。奮ってご参加ください。

講座内容

手話入門講座（20回）
朗読奉仕員要請講座（12回）

日時

6月17日（金）から毎週金曜日
午後7時30分～9時

場所

一宮福祉センター

申込み・問合せ先

笛吹市社会福祉協議会
一宮支所
☎05553 47 2288

農地の転用には 許可が必要です

農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、農地法に基づく許可を受けなければなりません。（一時的に農地以外として使用する場合や、長期にわたる客土等を行う場合も一時転用の許可が必要となります）

農用地区域から除外されていることを確認しましょう。

該当農地が、農業振興地域における農用地区域にある場合は転用できません。
違反転用者には法律により罰則が適用されます。

許可を受けないで無断で農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止が一部を除き、平成16年12月1日から施行されました。

主な改正のポイントは次のとおりです。

65歳までの定年の引き上げ及び継続雇用制度の導入等の義務化
解雇等による高齢者離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化
労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

問合せ先

八口ワーク甲府
☎0555 232 6060

山梨労働局職業安定部 職業対策課

☎0555 231 8610

電波利用保護旬間のお知らせ

総務省では、6月1日から10日まで、「電波利用保護旬間」として、携帯電話、消防・救急無線、テレビ・ラジオなど市民生活に欠かせない電波の利用を保護する活動を行っています。社会生活を脅かす不法な電波をなくすため、電波はルールを守って正しく使いましょ。

問合せ先

関東総合通信局
不法無線局による混信・妨害
☎03 5562 7555

テレビ・ラジオの受信障害
☎03 5220 5690

放送相談（地上デジタル放送）
☎03 5220 5693

改正高齢者 雇用安定法について

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正する法律

善意の「寄付

萩原 品喜様
（春日居町鎮目）



笛吹警察署生活安全ニュース

No.6

「ひったくり」に注意!

オウム特別手配被疑者の発見にご協力を!

犯罪史上例をみない無差別テロ事件として世界を震え上がらせた「地下鉄サリン事件」から、10年が経ちました。サリン事件などのオウム真理教関連事件を引き起こした「平田信」「高橋克也」「菊地直子」の3人は、依然として逃走を続けています。

警察では、この3人を警察庁の特別手配被疑者に指定し、全力をあげて行方を追っています。これらの者は、偽名を使うなどして皆様の近くのマンションやアパートに潜んでいるかもしれません。「ポスター」の顔写真に似ている者を見かけた」など、どんな小さな情報でも結構です。皆様からのご一報をお待ちしています。

連絡先 最寄りの警察署、交番、駐在所または、オウムフリーダイヤル 0120 006024

オウム 24時間

☆後ろにも気を配る

☆ひったくり防止ネット等の活用

☆人通りが多く、夜間でも明るい道路を選ぶ

この時期は、農作物が盗まれる被害も多く発生しています。

○ ネット等により農作物に近づけない。
○ ハウスには力をつける。
○ 防犯ブザーの取り付け。

備えあれば 憂いなし。 防犯意識を高め ドロボウを 撃退しましょう。

逮捕!!

ええっ?

ドロボウ!

ネット等により農作物に近づけない。

ハウスには力をつける。

防犯ブザーの取り付け。

この時期は、農作物が盗まれる被害も多く発生しています。

笛吹警察署 055-262-0110

編集後記

今月号から広報紙をリニューアルしました。これからも皆様に読みやすく親しまれる紙面づくりを心掛けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。(N)

DATA FUEFUKI

人口 72,544人
男 35,160人 女 37,384人
世帯数 25,331世帯

H17.5.1現在



R100

この印刷物は、古紙配合率100%再生紙と大豆油インクを使用しております。